

<b>議 案 名</b>	<b>富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について</b>
<b>制 定 趣 旨</b>	都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正に伴い文言を改めるため、富士見市手数料条例の一部を改正するものです。
<b>制 定 内 容</b>	低炭素建築物新築等計画の認定の申請単位の変更による、文言の改正。
<b>施 行 日</b>	公布の日

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

新		旧			
別表（第2条関係） 1～68（略）		別表（第2条関係） 1～68（略）			
69	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。） ア 一戸建ての住宅 イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 （ア）申請に係る一の建築物の住戸_____数（以下この項及び70の項において「住戸数」という。）が1戸のもの （イ） <u>住戸数</u> が1戸を超え5戸以内のもの （ウ） <u>住戸数</u> が5戸を超え10戸以内のもの （エ） <u>住戸数</u> が10戸を超え25戸以内のもの （オ） <u>住戸数</u> が25戸を超えるもの ウ 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 （ア）床面積_____	次に掲げる額を合算した額  1件につき 5,000円  1件につき 5,000円  1件につき 10,000円  1件につき 18,000円  1件につき 31,000円  1件につき 52,000円  1件につき 10,000円	69	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。） ア 一戸建ての住宅 イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 （ア）申請に係る一の建築物の住戸のうち <u>同時に申請された住戸</u> の数（以下この項及び70の項において「申請住戸数」という。）が1戸のもの （イ） <u>申請住戸数</u> が1戸を超え5戸以内のもの （ウ） <u>申請住戸数</u> が5戸を超え10戸以内のもの （エ） <u>申請住戸数</u> が10戸を超え25戸以内のもの （オ） <u>申請住戸数</u> が25戸を超えるもの ウ 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 （ア）床面積（ <u>建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエ</u>	次に掲げる額を合算した額  1件につき 5,000円  1件につき 5,000円  1件につき 10,000円  1件につき 18,000円  1件につき 31,000円  1件につき 52,000円  1件につき 10,000円

	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	1件につき 19,000円	<p><u>エネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。70の項において「基準」という。)</u> Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、<u>共同住宅の共用部分の床面積を除く。(イ)において同じ。)</u>の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	1件につき 19,000円	
70	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(69の項及び71の項に規定する審査を除く。)</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分</p> <p>(ア) <u>住戸数</u>が1戸のもの</p> <p>(イ) <u>住戸数</u>が1戸を超え5戸以内のもの</p> <p>(ウ) <u>住戸数</u>が5戸を超え10戸以内のもの</p> <p>(エ) <u>住戸数</u>が10戸を超え25戸以内のもの</p> <p>(オ) <u>住戸数</u>が25戸を超えるもの</p> <p>ウ 共同住宅</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 38,000円</p> <p>1件につき 38,000円</p> <p>1件につき 66,000円</p> <p>1件につき 96,000円</p> <p>1件につき 140,000円</p> <p>1件につき 203,000円</p> <p>1件につき 111,000円</p>	70	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(69の項及び71の項に規定する審査を除く。)</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分</p> <p>(ア) <u>申請住戸数</u>が1戸のもの</p> <p>(イ) <u>申請住戸数</u>が1戸を超え5戸以内のもの</p> <p>(ウ) <u>申請住戸数</u>が5戸を超え10戸以内のもの</p> <p>(エ) <u>申請住戸数</u>が10戸を超え25戸以内のもの</p> <p>(オ) <u>申請住戸数</u>が25戸を超えるもの</p> <p>ウ 共同住宅 (<u>基準Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を</u></p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 38,000円</p> <p>1件につき 38,000円</p> <p>1件につき 66,000円</p> <p>1件につき 96,000円</p> <p>1件につき 140,000円</p> <p>1件につき 203,000円</p> <p>1件につき 111,000円</p>

<p style="text-align: center;">の共用部分</p> <p>エ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（オ以外の場合）</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>オ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合する場合）</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき 250,000円</p> <p>1件につき 317,000円</p> <p>1件につき 91,000円</p> <p>1件につき 118,000円</p>	<p><u>算定した共同住宅を除く。</u>の共用部分</p> <p>エ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（オ以外の場合）</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>オ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合する場合）</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき 250,000円</p> <p>1件につき 317,000円</p> <p>1件につき 91,000円</p> <p>1件につき 118,000円</p>
71～87（略）		71～87（略）	